

【別紙1：公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律施行規則第28条第1項第2号に掲げる書類】

事業年度	自	平成28年4月1日	法人コード	A009211
	至	平成29年3月31日	法人名	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館

運営組織及び事業活動の状況の概要等について

1. 法人の基本情報について

法人の名称	公益財団法人鳥取童謡・おもちゃ館		
設立登記日(注)	平成25年4月1日		
法人の目的	多様化する県民の文化に対する要求に応えるため、童謡・おもちゃを通じた各種文化事業を行い、もって童謡・おもちゃをテーマとした特色ある地域文化の振興に資することを目的とする。		
主たる事務所の所在場所	鳥取県鳥取市西町三丁目202		
社員の資格の得喪の条件 (公益社団法人のみ)			
社員の数 (公益社団法人のみ)			人

注 旧民法に基づき設立された法人にあつては、新制度への移行登記をした日付になります。

2. 事業活動等について

<「利益の繰り入れ割合」を選択して、「自動転記」のボタンをクリックしてください。>

(1) 収支相償

収益事業等から生じた利益の繰入割合	50%	
	収入の額	費用の額
第2段階の合計	159,313,351円	158,092,724円
収入>費用の場合の対応	収入と支出の差額である1,220,627円の全額が繰越商品の簿価であるため、翌事業年度の期首において、全額を公益目的事業費(仕入)に充当することで解消する。	

(2) 公益目的事業比率

公益目的事業比率(1欄の額÷1欄～3欄の合計額)		94.9%
1.	公益実施費用額	158,092,724円
2.	収益等実施費用額	円
3.	管理運営費用額	8,477,981円

(3) 寄附を受けた財産の額

寄附を受けた財産の額	円	うち個人から	円
		うち法人から	円

(4) 金融資産の運用収入の額

金融資産の運用収入の額	145,064円
-------------	----------

(5) 資産、負債及び正味財産の額

資産額	62,994,569円	負債額	17,455,540円
		正味財産額	45,539,029円

(6) 遊休財産額

遊休財産額の保有上限額	158,092,724円
-------------	--------------

遊休財産額	1,255,684円
-------	------------

(7) 当事業年度の末日における公益目的取得財産残額

公益目的取得財産残額(1+2欄の合計額)		21,480,422円
1.	公益目的増減差額	20,965,646円
2.	公益目的保有財産の帳簿価額の合計額	514,776円

(8) 理事、監事及び評議員の報酬等の額

理事等の報酬等の総額	4,994,749円
(うち、退職手当の額)	0円

(9) 事業の運営に関する行政庁からの勧告又は命令の有無

当事業年度の勧告又は命令の有無(注)	無
--------------------	---

注 当事業年度以前に受けた勧告又は命令であって、行政庁に改善の報告をしていないものを含みます。